

安来市介護人材定着支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険施設及び介護サービス事業所の介護人材の確保及び市内への定住促進を図ることを目的として、安来市介護人材定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「介護事業所等」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型通所介護事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所及びこれらに準じた施設で市長が特に認めた施設をいう。

(補助対象介護職員)

第3条 補助の対象となる介護職員（以下「補助対象介護職員」という。）は、令和4年4月1日以後に新たに法人に雇用され、市内の介護事業所等に勤務し、主として介護業務に従事する介護職員であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有するものであること。
- (2) 雇用された日から3年以内であること。
- (3) 正規職員であること。ただし、訪問介護事業に従事する職員であって、雇用契約期間が3年以上及び1週間当たりの労働時間が30時間以上の雇用契約を締結しているものは、この限りでない。
- (4) 補助金交付申請時において、3年以上継続して雇用される予定であること。

(補助対象事業者)

第4条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に介護事業所等を運営する法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅手当制度を現に有する法人
- (2) 補助対象介護職員の宿舎として民間賃貸住宅等の居室を借り上げ、補助対

象介護職員に宿舍として居住させている法人。ただし、法人等が所有する居室は除く。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 補助対象事業者が申請年度内に、補助対象介護職員に支給する住宅手当に要する費用。ただし、補助対象介護職員が本人名義で賃貸借契約を締結している場合に限る。

(2) 補助対象事業者が申請年度内に、補助対象介護職員の宿舍として借り上げる居室にかかる費用のうち、賃借料、共益費及び管理費（以下「賃借料等」という。）。ただし、補助対象事業者が補助対象介護職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除する。

(3) その他、介護人材の定着のために市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象介護職員を雇用した月数に3万円を乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(当該額に千円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、介護人材定着支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象介護職員一覧表（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号又は様式第3号の2）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 確認書（様式第5号）
- (5) 補助対象介護職員の住民票の写し
- (6) 補助対象介護職員の雇用契約書等の写し
- (7) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (8) 法人の給与規則等の写し

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、介護人材定着支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により申請事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 申請事業者は、規則第10条に掲げる承認を受けようとするときは、介護人材定着支援事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象介護職員一覧表（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第8号）

(3) 第7条第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類のうち変更又は追加のあったもの

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、介護人材定着支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により申請事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付対象事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、介護人材定着支援事業費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第11号又は様式第11号の2）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(交付請求)

第11条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、介護人材定着支援事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月10日から施行する。